

# 宮津市公報

平成27年2月2日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市企画総務室発行

## 目次

### 告 示

- 1 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定有効期間満了に伴い継続指定をしなかった者 ..... 1
- 2 みやづ天橋立大使設置要綱 ..... 1
- 3 住民票の消除 ..... 2

### 公 告

- 1 漂流物の引渡し ..... 2
- 2 条件付一般競争入札の実施 ..... 2
- 3 宮津市役所広告付案内地図等設置事業者の公募型プロポーザルによる選定 ..... 5

### 教育委員会

#### 《告 示》

- 1 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 7

### 農業委員会

#### 《告 示》

- 1 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 7

## 告 示

### 宮津市告示第 1 号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定の有効期間が平成26年12月31日に満了した次の者について、継続して指定しなかったため、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成 9 年規則第 3 号）第16条の規定により告示する。

平成27年 1 月 8 日

宮津市長 井 上 正 嗣

#### 指定番号 宮下水道指定第40号

- (1) 名 称 ヤマゾ工住設
- (2) 所 在 地 京丹後市久美浜町新庄15番地
- (3) 代 表 者 山 添 実

#### 指定番号 宮下水道指定第82号

- (1) 名 称 杉本設備
- (2) 所 在 地 与謝野町字加悦1045番地
- (3) 代 表 者 杉 本 勇

#### 指定番号 宮下水道指定第118号

- (1) 名 称 上野設備工業
- (2) 所 在 地 綾部市小西町馬場下22番地
- (3) 代 表 者 上 野 和 行

\* \* \*

### 宮津市告示第 2 号

みやづ天橋立大使設置要綱を次のように定める。

平成27年 2 月 2 日

宮津市長 井 上 正 嗣

#### みやづ天橋立大使設置要綱

##### （設置）

第 1 条 本市及び天橋立を国内外に広く紹介するため、みやづ天橋立大使（以下「大使」という。）を置く。

##### （活動）

第 2 条 大使は、天橋立をはじめとする本市の魅力や良さを積極的に紹介するものとする。

##### （委嘱）

第 3 条 大使は、前条の活動を意欲的に行うことができる者で、次に掲げるもののうちから、本人の同意を得て市長が委嘱する。

- (1) 本市出身又は居住経験がある著名人
- (2) 本市又は天橋立にゆかりのある著名人
- (3) その他市長が特に必要と認める者

2 市長は、委嘱の辞退の申出があったとき又は大使の委嘱を解くべき特別の理由が生じたときは、その委嘱を解くものとする。

##### （任期）

第 4 条 大使の任期は、委嘱の日から 2 年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

##### （報酬等）

第 5 条 大使に対する報酬は、支給しない。

2 市長は、大使の活動に要する旅費その他必要な物品を支給することができる。

##### （庶務）

第 6 条 大使の庶務は、広報担当室において処理する。

##### （その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第 3 号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第 8 条の規定により、下記の者の住民票を削除したので、同令第12条第 4 項の規定により告示する。

平成27年 2 月 3 日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

<省略>

## 公 告

宮津市公告第 1 号

水難救護法（明治32年法律第95号）第29条第 1 項の規定による漂流物の引渡しがありましたので、同法第25条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

つきましては、該当者の方は平成27年 7 月 6 日までに宮津市産業振興室に申し出てください。

なお、上記期日までに申出のない場合は、同法第28条第 1 項の規定により所有者がないものと認め処分します。

平成27年 1 月 6 日

宮津市長 井 上 正 嗣

- |   |      |  |                                   |
|---|------|--|-----------------------------------|
| 1 | 拾得物件 | ボート  | 1 隻（長さ 359cm、幅 112cm、特徴 船体白色及び水色） |
|   |      | 船外機  | 1 機（特徴 灰色 H O N D A 製 2 馬力）       |
|   |      | オール  | 2 本                               |
|   |      | 錘付きロープ   | 1 本                               |
|   |      | ロープ  | 1 本                               |
|   |      | クーラーボックス   | 1 個                               |
|   |      | リール付き釣竿  | 1 本                               |
| 2 | 発見日時 | 平成26年11月23日  | 午前 9 時36分頃                        |
| 3 | 拾得場所 | 京都府宮津市字田井所在の田井ヨットハーバー西方沖合<br>京都府宮津市字田井所在の宮津黒崎灯台から真方位234度4,185m付近海上（北緯35度34.615分 東経135度12.986分） |                                   |

\* \* \*

宮津市公告第 2 号

条件付一般競争入札の実施について

宮津ターミナルセンター便所改修工事（26宮総交第 4 号）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成27年 1 月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 宮津ターミナルセンター便所改修工事
- (2) 工事番号 26宮総交第 4 号
- (3) 工事場所 宮津市字鶴賀地内
- (4) 工事概要 宮津ターミナルセンター（40.9 m<sup>2</sup>）便所改修一式
- (5) 工事期間 契約日の翌日から平成27年 3 月20日まで

- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
担 当 室 宮津市企画総務室（企画係）  
宮津市役所本館 3 階  
郵便番号 626-8501  
所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345-1  
電話番号 0772-45-1601  
FAX番号 0772-25-1691  
E-mail kikaku@city.miyazu.kyoto.jp
- 3 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 許可の種類 建築一式工事業に係る建設業の許可
  - (2) 許可業種 建築一式工事
  - (3) 総合評定値 建築一式工事の総合点が640点以上
  - (4) 営業所所在地 京都府丹後・中丹東・中丹西土木事務所管内に本社・営業所を置く者
  - (5) 施工実績 過去10年間に、建築一式工事で元請負又は一次下請けの実績があること。
  - (6) 配置予定技術者 主任技術者として「建築一式工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
  - (7) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。
- 4 入札参加資格確認申請時の提出書類
  - (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
  - (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
    - ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）  
3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。
    - イ 配置予定技術者調書（別記様式3）  
3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。  
なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。  
また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。  
技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
  - ウ 確認資料  
次に掲げる書類を提出すること。
    - (ア) アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写し
    - (イ) イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し
- 5 入札手続等
  - (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間  
平成27年1月23日（金）から平成27年2月2日（月）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）
  - (2) 設計図書等の閲覧期間  
平成27年1月23日（金）から平成27年2月3日（火）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）  
閲覧場所 2に示す担当室に同じ  
\*）設計図書は宮津市ホームページに掲載する。
  - (3) 入札参加資格確認申請書等の受付

平成27年1月23日(金)から平成27年2月2日(月)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日及び日曜日を除く。)ただし、郵送の場合は平成27年2月2日(月)の午後4時までに必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書に関する質問

平成27年2月3日(火)まで

ただし、郵送の場合は平成27年2月3日(火)の午後4時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書に関する回答

平成27年2月4日(水)

閲覧場所 2に示す担当室と同じ

\* ) 回答書は、宮津市ホームページに掲載する。(申請書、入札に関する質問は、随時口頭により回答する。)

(6) 入札日時及び場所

平成27年2月9日(月)午前10時00分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

9 予定価格

予定価格は13,554,000円(消費税含む。)とする。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

11 支払条件

(1) 前払金

請負代金の4割以内とし、支出限度額は1億円とする。(中間前払金として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の2割以内(限度額50,000千円)で前払金を追加できる。)

(2) 部分払

300万円以上の部分払いは3回までとする。

12 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

\* \* \*

## 宮津市公告第 3 号

宮津市役所広告付案内地図等設置事業者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

平成27年 1 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

## 1 募集内容

- (1) 事業名称 宮津市役所広告付案内地図等設置事業
- (2) 事業内容 宮津市役所周辺地図を作成・設置する。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。
- (3) 履行期間 平成27年 4 月 1 日以降の設置可能日から平成28年 3 月31日まで
- (4) 履行場所 宮津市役所本館 1 階玄関ホール

## 2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (3) 宮津市の入札参加者の指名停止の措置又は宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 宮津市暴力団排除条例に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (5) 他の地方公共団体において、案内図等設置事業又はこれに類する業務の取扱実績があること。
- (6) 事故発生時等緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。

## 3 参加手続き等

## (1) 提案書の提出について

- ア 提出方法 持参又は郵便により提出（郵便の場合は、期間内に必着）
- イ 提出場所 宮津市企画総務室秘書広報係
- ウ 提出期間 平成27年 2 月 2 日（月）～平成27年 2 月10日（火）  
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## エ 提出書類

## (ア) 参加申込書（様式第 1 号）

## (イ) 企画書（任意様式）

主として次の事項を詳細に記載又は添付するものとする。

- ・ 設置位置図及び設置立面図（寸法等記入）
- ・ 設備本体の構造、設置方法等
- ・ 地図部分及び広告部分の配置、サイズ及びデザイン
- ・ 地図部分の掲載情報の更新及び地図の張替えに関する取扱い

- ・電気を使用する場合は、電源の管理方法、設置機器の消費電力
- ・保守管理、緊急時の対応に関すること
- ・準備作業を含む業務全体のスケジュール
- ・その他市民サービスの向上が見込める機能、設備等の提案などの企画内容

(ウ) 誓約書(様式第2号)

(エ) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のものに限る。)

(オ) 印鑑登録証明書(法人の代表者印鑑証明書の原本)

(カ) 委任状(様式第3号)

(キ) 類似業務実績調書(様式第4号)

(ク) 会社概要(任意様式)

(ケ) 価格提案書(様式第5号)

(2) 募集要領、仕様書等

宮津市のホームページ事業者向け情報からダウンロードできる。

URL : <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>

(3) プロポーザルに関する質疑応答等

本プロポーザルに関する質問は参加申込書及び企画書の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

ア 受付期間 平成27年2月2日(月)から平成27年2月5日(木)まで

イ 担 当 宮津市企画総務室秘書広報係

ウ 受付方法 直接持参又はFAXのいずれかにより提出

エ 質問に対する回答 質問者及び回答日において参加申込書を提出している全ての者に対し、速やかにFAXにより回答するものとする。

4 事業者の選定

提出書類を総合的に評価し、1者を選定する。

なお、選定にあたり、必要に応じてプレゼンテーションを実施する場合がある。

5 契約等の締結

選定された事業者は、宮津市と細部について協議を行った上で、広告付案内地図等設置事業についての契約を締結するものとし、案内板の設置前には、行政財産一時使用許可の申請を行うものとする。

6 その他

(1) 応募者は、募集要領、仕様書等を熟読すること。

(2) 応募者は、応募において、募集要領に適合しない場合又は提出された書類に虚偽があった場合は、失格とする。

(3) 応募者は、設置事業者の選定後において、募集要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議申し立てできない、また、選定結果について意義申し立てできない。

(4) 提案に要する一切の経費は、応募者の負担とする。

(5) 提出された書類は返却しない。

(6) 本事業の履行にあたっては、宮津市個人情報保護条例を遵守し、管理上知り得た個人情報等を適切に保護しなければならない。

7 担当部署

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市企画総務室秘書広報係  
TEL 0772-45-1604 FAX 0772-25-1615

## 教育委員会

〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第1号

平成27年第1回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成27年1月20日

宮津市教育委員会  
委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成27年1月26日(月)午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

## 農業委員会

〈告 示〉

宮津市農業委員会告示第1号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成27年1月6日

宮津市農業委員会  
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成27年1月13日(火) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題

議第1号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る意見について

議第3号 非農地証明について

議第4号 下限面積(別段の面積)の設定について